二　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）第三条第一項

三　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第五号、第十一号及び第十九号

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第四条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号から第四号までの規定中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同項第五号中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を「、主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を「、主幹栄養教諭」の下に「、主務栄養教諭」を加える。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第五条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第一号から第四号までの規定中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同項第五号中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を「、主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を「、主幹栄養教諭」の下に「、主務栄養教諭」を加える。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正）

第六条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第四条の項及び第七条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

（文部科学省組織令及び中央教育審議会令の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

一　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第七十六条第一項第五号

二　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第五号

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第七条の規定は、同年一月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十四号

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十五号

港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）附則第一条本文及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法等の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十六号

港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第六十条の四及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。